



# 佐賀県公報

平成17年  
12月19日  
(月曜日)  
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

◎唐津市及び東松浦郡七山村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(八〇・議 会)

◎藤津郡塩田町及び同郡嬉野町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(八一・" )

◎武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(八二・" )

◎神埼郡神埼町、同郡千代田町及び同郡脊振村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(八三・" )

### 公布された条例のあらまし

○唐津市及び東松浦郡七山村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例(条例第八〇号)

1 平成一八年一月一日に東松浦郡七山村を廃し、その区域を唐津市に編入することに伴う唐津市及び東松浦郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする事とした。

2 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

○藤津郡塩田町及び同郡嬉野町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例(条例第八一号)

1 平成一八年一月一日に藤津郡塩田町及び同郡嬉野町を廃し、その区域をもって嬉野市を設置することに伴う嬉野市及び藤津郡の区域に係る佐賀県議会議

員の選挙区は、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする事とした。

2 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

○武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例(条例第八二号)

1 平成一八年三月一日に武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町を廃し、その区域をもって武雄市を設置することに伴う武雄市及び杵島郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする事とした。

2 この条例は、平成一八年三月一日から施行することとした。

○神埼郡神埼町、同郡千代田町及び同郡脊振村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例(条例第八三号)

1 平成一八年三月二〇日に神埼郡神埼町、同郡千代田町及び同郡脊振村を廃し、その区域をもって神埼市を設置することに伴う神埼市及び神埼郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする事とした。

2 この条例は、平成一八年三月二〇日から施行することとした。

## ○ 条 例

唐津市及び東松浦郡七山村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

### ◎佐賀県条例第八十号

唐津市及び東松浦郡七山村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十八年一月一日に東松浦郡七山村を廃し、その区域を唐津市に編入することに伴う唐津市及び東松浦郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項の規定により、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

藤津郡塩田町及び同郡嬉野町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第八十一号

藤津郡塩田町及び同郡嬉野町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十八年一月一日に藤津郡塩田町及び同郡嬉野町を廃し、その区域をもって嬉野市を設置することに伴う嬉野市及び藤津郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項の規定により、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第八十二号

武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十八年三月一日に武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町を廃し、その区域をもって武雄市を設置することに伴う武雄市及び杵島郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項の規定により、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附則

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。

神埼郡神埼町、同郡千代田町及び同郡脊振村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第八十三号

神埼郡神埼町、同郡千代田町及び同郡脊振村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十八年三月二十日に神埼郡神埼町、同郡千代田町及び同郡脊振村を廃し、その区域をもって神埼市を設置することに伴う神崎市及び神埼郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項の規定により、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附則

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月十九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷